

# NACS-J 自然観察指導員登録規程

1978 年 4 月 1 日制定

2026 年 4 月 1 日改正

## 第 1 条（目的）

この規程は、公益財団法人日本自然保護協会（NACS-J：以下、本協会）が、自然環境の保全に貢献することを目的に、自然保護の普及啓発と環境教育の人材として養成する NACS-J 自然観察指導員（以下、指導員）の登録および、指導員の個人情報の保護と登録者名簿の取り扱いについて定めるものである。

## 第 2 条（登録の要件）

指導員として登録するものは、以下の要件を満たしていなければならない。

1. 登録申請時に年齢満 18 歳以上であること。
2. 本協会の主催あるいは自治体や指導員連絡会、地域自然保護団体等と共催する自然観察指導員講習会（以下、講習会）の全課程を修了すること。
3. 本協会の会員規程に定められた自然観察指導員会員（以下、指導員会員）の会費を納入し、指導員会員となること。

## 第 3 条（新規登録および継続登録）

指導員の新規登録および継続登録の手続きは、以下の通りとする。

1. 指導員として新規登録しようとするものは、「NACS-J 自然観察指導員登録申請書」を提出して指導員会員になるものとする。
2. 本協会は、新規登録されたものに対して、腕章・名札ホルダーを提供する。これらを他者へ譲渡することは禁止する。
3. 指導員として継続登録しようとするものは、毎年本協会の指導員会員の会費を納入するものとする。
4. 指導員の登録は、第 3 条 3 項に定める手続きを履行されている期間、有効とする。
5. 本協会は、登録の有効な指導員会員に対して、「自然観察指導員ボランティア活動保険」の保険料を負担する。
6. 指導員の登録が無効となっても 5 年未満であれば再登録することができる。5 年以上を経過した場合は、再度、講習会の全課程を再受講しなければならない。

## 第 4 条（登録の取り消し）

本協会は、指導員が次の事項に該当するときは、登録を取り消すことができる。また、腕章・名札ホルダー等の返却を求めることがある。

1. 刑事罰に処せられたとき。
2. 指導員としての品位を汚し、資質に欠けると判断されたとき。
3. 本協会や他の指導員に対して著しい迷惑行為を行ったとき。

#### 第5条（個人情報の保護）

本協会は、指導員の指導員講習会受講時の個人情報及び、「NACS-J 自然観察指導員登録申請書」に記載された内容、またデータベース上に継続登録された情報について、管理者を定め、たうえで保管し、管理・保護する。

#### 第6条（情報の使用）

本協会は、指導員の情報を以下の目的のために使用する。

1. 指導員向けの研修会等の案内、その他指導員に対する情報の提供
2. 講師派遣依頼への対応等、指導員への活動の機会の紹介
3. 指導員の継続登録に関して必要な事務連絡

#### 第7条（登録者名簿の提供）

1. 本協会は、自治体や指導員連絡会、地域自然保護団体等が、指導員のフォローアップを目的とする以下の場合において、指導員の登録者名簿を希望する際は、別途定める所定の手続きを交わしたうえで、当該地域に在住する有効な指導員の情報のうち、氏名、郵便番号、住所、メールアドレスからなる登録者名簿を提供する。
  - (1) 指導員向けの研修会等の案内、指導員に対する情報の提供
  - (2) 講師派遣依頼への対応等、指導員への活動の機会の紹介
2. 登録者名簿の提供をうける団体は、管理者を定め、たうえで責任を持って名簿を管理し、目的外に使用されることがないよう厳守しなければならない。

#### 第8条（附則）

この規程は、2026年4月1日以降に新規登録、継続登録する指導員から適用する。